

フランスの住区評議会制と「非有権者」の代表性問題

——都市の近隣住区空間は定住外国人の市政参加を
可能にするか——

中 田 晋 自

- I 問題の所在
- II アミアン市の市会外国人準議員制度（1987-89年）
- III アミアン市の近隣住区システム改革（2009年）
- IV フランスの共和国原理下における定住外国人の代表性保障
- V むすび

I. 問題の所在

(1) 「非有権者」の代表性問題

地方自治体の政策決定に参加するのは当該自治体に定住する有権者か、その住民か。1992年にフランスの国会で成立した「地方行政指針法」¹⁾は、同国で初めて諮問型住民投票制度の実施を国家法により規定した画期的立法（第2編「地域民主主義（*démocratie locale*）」）と位置づけられるが、この新制度の制定にあたり、国会では住民投票に参加できるのは誰なのか（投票を実施するコミューン（*commune*）²⁾の「有権者（*électeurs*）」か、「住民（*habitants*）」か）をめぐる論戦が繰り広げられた³⁾。

結局、コミューンで組織される住民投票への投票権者は「有権者」と規定されたが、もしこのとき住民投票への参加主体が「住民」と規定されることになっていたならば、次にはこの「住民」の定義をめぐる果てしない論争が繰り広げられることになったであろう。従って、われわれはこの論争のなかに「住民」の定義を見出すことはできないが、少なくとも定住者全体を意味する「住民」と代表制民主主義における投票権者を意味する「有権者」とが一致した概念でないことは確かである。

本稿では、「住民」でありながら「有権者」ではない人々を「非有権者（*non électeurs*）」と呼ぶことにするが、これらの人々はまさに選挙権（被選挙権）

を持たない定住者のことであるから、18歳未満の未成年や定住外国人などの人々が該当する。ただしこれら2つのカテゴリーでは、代表性問題といっても性質が大きく異なることから、本稿ではさしあたり定住外国人の代表性問題に焦点を絞って議論を進めていくことにする⁴⁾。

1992年の国会論戦から10年ののち、2002年の「近隣民主主義法」⁵⁾は、人口8万人以上のコミューンに対し、当該コミューンのなかをくまなく複数の住区(quartier)⁶⁾に区画し、各住区に「住区評議会(conseil de quartier)」を設置することを義務づけたが(以下、この新制度を住区評議会制と表記)、その翌年、アルベール・レヴィは自らの論文において「住区評議会制が惹起している幾つかの問題」を列挙するとともに、その一つとして「外国人や子どもにも認められる地位」の問題⁷⁾を指摘していた(フランスの住区評議会制における「非有権者」の代表性問題)。

2002年に新設された住区評議会制の特徴の一つは、設置される住区評議会の制度設計を当該コミューン議会に委ねている点にある。その意味で「非有権者」の代表性問題をどのように扱うかについても、当該コミューン議会に委ねられているのであり、人口8万人以上という条件を満たすコミューンの数(2008年現在、フランス本土のみで53⁸⁾)だけ、フランスの各地に多様なメンバー構成原理に基づく住区評議会⁹⁾が組織されていることができるであろう。

(2) フランスにおける定住外国人の市政参加問題

ところで、フランスに定住する外国人については、今日さらなる法制度上のカテゴリー分けが必要となっている。すなわち、1992年のマーストリヒト条約以降、EU加盟国の国籍を有する定住外国人にはフランスにおいてもコミューン議会選挙での選挙権と被選挙権(ただし市長・助役にはなれない)が付与されているのであり、今日のフランスにおけるコミューン・レベルの政治空間においては、定住外国人といえども、彼らEU加盟国出身の定住外国人たちは「非有権者」概念から除外されるのである¹⁰⁾。その意味で、フランスにおける定住外国人の市政参加を考える場合でも、市民権(地方参政権を含む)の有無という分割線によって、彼らは2つのカテゴリーに分類されることに注意が必要である。

このように、EU加盟国出身の定住外国人に地方参政権が付与されたのはマーストリヒト条約以後のことであるが、逆に言えば、EU加盟国出身

といえどもそれ以前は単なる定住外国人だったのであり、フランス政府は彼らに対しても地方参政権を与えていなかった¹¹⁾。とはいえ、地方参政権が定住外国人に与えられていなかった1980年代後半のフランスにおいても、彼ら定住外国人の市政参加を模索する動きがみられたことを確認しておく必要がある。

定住外国人の市政参加をめぐる日仏の動向について検討した中野裕二は、「フランスにおいても社会党を中心にした左翼が多数派を構成するいくつかの市でEU域外出身外国人の政治参加を実現するための制度的な試みがなされてきている」と述べ、具体的にはフランスにおける「市会外国人準議員 (Conseillers municipaux étrangers associés)」制度と「外国人諮問会議 (Conseil Consultatif des Étrangers)」を紹介し、その意義と問題点について明らかにしている¹²⁾。本稿にとってとりわけ重要なのは、7都市¹³⁾による前者の試みのなかにアミアン市 (Amiens)¹⁴⁾の取り組み (1987-89年) が含まれている点である。

アミアン市の左翼連合市政の下で1987年に開始された市会外国人準議員制度は、1989年3月の全国一斉コミューン議会選挙による市政担当者の交代 (中道右派市政の成立) によって結局廃止されたが、それから19年ののち、2008年3月の全国一斉コミューン議会選挙により成立した新しい左翼連合市政は、同制度が試みられていた1980年代後半には存在しなかった住区評議会制という新しい制度枠組みを用いて、定住外国人の市政参加促進へ向けた試みを開始した。すなわち、2009年におこなった近隣住区システム改革によって同市が新設した「住民評議会 (conseils d'habitants)」の評議員選出枠の一つとして、「名簿登録されていない住民 (habitants non inscrits) からの応募に基づく候補者リストからの抽選」で選出される枠 (以下、非登録者枠と表記する) を設けたのである。

アミアン市における以上2つの試みは、同市の左翼勢力が定住外国人の市政参加 (代表性の保障) に対し抱いてきた関心の一貫性を示唆しているが、他方がかつての市会外国人準議員制度に含まれる「共同体主義 (communautarisme)」的性格の評価をめぐって、新旧2つの左翼連合市政には大きな分岐もみられる。新市政はむしろ定住外国人の「統合」促進を強調するとともに、すべての定住外国人への地方参政権の付与を究極的目標に掲げている (後述)。

(3) フランスにおける国籍と参政権の不可分性

いま述べたように、フランスにおける定住外国人の市政参加問題は、(少なくとも左翼陣営においては) 出身がEUの域内であるか域外であるかに関係なく、すべての定住外国人に地方参政権を付与すべきか否かという憲法レベルの法制度的な問題に翻訳されている。本稿においてフランスにおける定住外国人の市政参加について論じるにあたっては、まずこれをよりマクロのレベルで規定している「フランス共和国原理」とは一体どのような原理であり、こうした原理の下ではそもそも定住外国人の政治参加という問題がどのように論じられてきたのかについて確認しておきたい。

ハーグリーヴスによれば、国籍と市民権(参政権を含む)を不可分のものとみなすフランスの政治文化は1789年のフランス革命に根ざしたものであるとされるが、そこでは「政治的主権」は不可分のものとされ、それは唯一国民にだけ与えられると考えられたという¹⁵⁾。したがって、フランスにおいて外国人が市民権(参政権を含む)を獲得するには、国籍の取得(フランス国民となること)が当然の前提とされることになる。

さらに、フランスの移民問題を同国の「共和国理念」の観点から政治文化論的に考察した中谷真憲は、フランスにおける国籍政策の展開を追うなかで、第二次世界大戦直後に制定された1945年法が、ヴィシー政府の苦い経験を背景として、国民の普遍的・平等的扱いについてより配慮が払われることになったとし、その際「国籍イコール市民権であるという原則」が改めて確認された結果、その後長きにわたって「国籍取得を前提としない市民権」(従って、定住外国人の政治参加)という考え方が視野の外に置かれたことを指摘している¹⁶⁾。

では、国籍と市民権(参政権を含む)との関係性はあくまでも国政レベルの問題と捉えた上で、地方自治体の判断により当該自治体に居住する外国人に対し地方参政権を付与することが可能なのかといえば、まさにこのフランス共和国原理によって、そうした地方独自の施策が制約を受けることになる。というのも、同国の中央集権的な憲法原理に従えば、立法権の国会独占と地方制度の画一性が当然視され、ある特定の地方自治体のみが独自の法制度をとることは強く否定されるからである。事実、アミアン市の左翼連合市政の下で1987年に開始された市会外国人準議員制度に対しても、国家レベルと同様の枠組みが適用され、行政裁判所によって何度となくその違憲性が指摘された(後述)。

(4) 本稿の目的と構成

以上のような問題状況を踏まえ、本稿の目的は、アミアン市が近隣住区システム改革（2009年）を通じて同市の住民評議会に非登録者枠を設置したことの意義と問題点を、まさに「非有権者」の代表性の保障（EU域外出身定住外国人の市政参加）という観点から明らかにすることにある。

そのためまず第Ⅱ節では、アミアン市における2009年の近隣住区システム改革にとって重要な前提をなしている同市での市会外国人準議員制度（1987-89年）について、その概要を整理したあと、この制度がどのような課題や問題点を残しながら廃止されるに至ったのかについて明らかにする。次いで第Ⅲ節では、まずアミアン市の新しい左翼連合市政が実施した近隣住区システム改革（2009年）の概要について、特に評議員の選出における非登録者枠設置の側面から紹介した上で、同市の住民評議会を、無作為抽出によりメンバー選出をおこなうミニ・パブリックスとみなした場合、非登録者枠設置の意義と問題点はどこに見出されるのか明らかにしていく。そして第Ⅳ節では、フランス共和国原理という制約に対峙しながら、定住外国人の代表性の保障を目指した2つの制度（市会外国人準議員制度と非登録者枠を設置した住民評議会）について、フランス共和国原理との関係において想起される2つの観点（定住外国人による市民権の行使、多文化主義的メカニズムの評価）で比較することで、後者の制度の意義を明らかにしていく。

Ⅱ. アミアン市の市会外国人準議員制度（1987-89年）

(1) 市会外国人準議員制度の概要

上述のように、当時アミアン市を含む7都市が市会外国人準議員制度を導入したとされているが、アミアン市において1971年から1989年まで3期18年にわたって続いたフランス共産党のルネ・ラン（René LAMPS）市長¹⁷⁾率いる左翼連合市政が実施したのは、どのような制度だったのか。中野裕二による調査の結果を参照しながら、明らかにしていきたい¹⁸⁾。

まず、市会外国人準議員選挙の実施方法については、基本的にコミュニケーション選挙に即していたとはいえ、選挙権が与えられるのは同市の「定住外国人有権者名簿」に記載された人々のみであった（定住外国人のみによる外国人準議員の選出）。有権者資格は、その外国人が定住者であること、

【資料1】アミアン市の市会外国人準議員制度（1987-89年）

●都市の概要

人口13万2000人（当時）のうち外国人が7%を占める（ポルトガル人とモロッコ人が2大コミュニティを形成）。

●導入の決定

アミアン市移民特別委員会が1973年に設置され、アミアン市議（統一社会党所属）のベルナル・ドゥルモット（Bernard DELEMOTTE）委員長（1983-89年）の下で市会外国人準議員制度を準備

アミアン市議会は、1987年9月25日、選挙実施の決定を賛成36票、反対12票、棄権1票で議決

●選挙の実施（1987年12月19日）

- 有権者登録：1008名（潜在的有権者の2%）
- 単記投票制（ただし当選者は各国籍から1名のみ）
- 立候補者：モロッコ人8名（うち女性1名）、アルジェリア人3名、ポルトガル人2名、マダガスカル人1名、セネガル1名、トルコ人1名
- 投票総数：793票（有権者登録者の79%）
- 定数：4名
- 市政担当者の交代にともない、1989年3月に廃止

●準議員（1987-89年）

- Ahmed Nouri（214票）
 - モロッコ人（1949年生まれ）
 - 商店従業員
- Armando Lopes（153票）
 - ポルトガル人（1935年生まれ）
 - 商店従業員（スポーツ文化協会代表）
- Ahmed Lamamra（150票）
 - アルジェリア人（1935年生まれ）
 - 商店主（欧州アルジェリア人連盟ソナム県代表）
- Souleye Bathily（128票）
 - セネガル人（1961年生まれ）
 - 労働者（アフリカ労働者協会ソナム県事務局長）

出典 下記の論考に添付された資料をもとに筆者が作成。Bernard DELEMOTTE et Augustin BAYALA, « Les élus étrangers associés aux conseils municipaux en France », Bernard DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *ETRANGER ET CITOYEN, Les immigrés et la démocratie locale*, L'Harmattan, 1996, pp. 125-126.

18歳以上であること、フランスとの二重国籍でないこと、当該選挙前の12月31日に当該市に居住していたこととされていたが、そもそも市当局

はこれらの条件を満たす有権者を把握するデータをもたなかったため、この条件を満たす潜在的有権者が、同制度の実施に向けて作成された有権者名簿へ自主的に登録する必要が生じたという。

被選挙資格についても市議会議員の場合と同様、18歳以上であること、当該市の有権者であることもしくは当該選挙年の1月1日に市の直接税納税者名簿に登録されていることとされ、これらは7都市に共通していたとされる。ただし投票方法については、代表観の違い（複数のコミュニティからの代表選出を重視するか、準議員が定住外国人全体の代表であることを重視するか）から、都市により異なるものが採用されていたが、アミアン市は前者の代表観に立って、準議員4名¹⁹⁾の国籍がすべて異なるようにする方法が採用された²⁰⁾（選挙結果については【資料1】参照）。

こうして当選者たちは、法律上彼らに参政権が認められていないなか、外国人準議員としてアミアン市議会の議事に参加することになった。同市の場合、外国人準議員が市議会議員のそばのあらかじめ定められた場所に着席し、発言を求める場合は、議長である市長にその旨を申し出ることになっていた。外国人準議員は、議事のすべてに対して発言できたが、議事中断中にしか発言が認められていなかったため、市長は彼らの発言の時間は、一旦議事を中断し、発言の終了後議事を再開することになっていた。このように、彼らの発言は認められていたものの、その内容は議事録には記載されず、最後の議決にも参加が認められていなかった。

(2) 外国人準議員制度が残した諸課題

こうして外国人準議員制度は、1985年5月19日にモン＝サン＝パロール市で初めての選挙が実施されて以降、あわせて7都市で実施されていたが、上述のようにこの試みがいずれも社会党もしくは左翼連合の市政によって主導されていたことから、外国人準議員の参加を伴う市議会の議事運営やこの市会外国人準議員制度そのものが違法であるとして、反対派議員たちが行政裁判所に提訴するという事態を迎えた²¹⁾。

当時の地方行政裁判所やコンセイユ・デタは、その判決において外国人準議員制度と、外国人の参政権を認めていない現行法制度との矛盾を指摘したが、なかでもコンセイユ・デタは、その判決（1991年5月）において、ロンジュモー市、レ・ジュリ市、ヴァンドゥーヴル＝レ＝ナンシー市の市議会が外国人準議員選挙を1990年11月に実施すると決定した議決そのも

のを無効と判断している。結局ここに示されたのは、地方議会の選挙体制にかんする規則を決定する権限や地方議会が運営される諸条件を規定する権限は、いずれも国会に帰するという原則であり、中野が指摘するように、ここにおいて「外国人の代表を市会に参加させるという方法は、法的問題に直面した」のである。

こうした行政裁判所の判決という法的な理由以外にも、アミアン市では1989年のコミューン議会選挙により市政担当者が交代した結果、外国人準議員制度に懐疑的な候補者が新市長に就任したという、より政治的で直接的な事情によって、同制度が廃止に追い込まれている。すなわち、ジル・ドゥ・ロビアン (Gilles de ROBIEN) 新市長 (1989-2008年) は、上で述べたフランス共和国原理 (外国人の参政権獲得=国籍の取得) を支持する立場から、フランスの国籍をもたない者が市議会に参加することは合法的でないとし、外国人準議員が市議会のなかで定住外国人を代表する同制度に懐疑的な見解を表明しているのである²²⁾。

このことは、フランスのコミューンがとる施策の内容やあり方を規定する諸要因を考えたとき、市長の意向といった政治的要因が極めて強力に作用していることを示唆しているといえるが、フランスの地方政治におけるこうした市長の全能性は、2008年コミューン議会選挙において左翼連合市政が成立した際、逆にロビアン市政下において展開されていた近隣住区システムを半ば無視した抜本的改革を招来することになった。

Ⅲ. アミアン市の近隣住区システム改革 (2009年)

(1) アミアン市住民評議会における非登録者枠

上述のように、社会党のジル・ドゥマイ (Gilles DEMAILLY) 市長率いるアミアン市の新しい左翼連合市政が2008年3月に成立すると、同市政は自らの選挙リスト「統一と連帯 (Unis et Solidaires)」(左翼連合リスト) が掲げた選挙公約²³⁾に従い、近隣住区システム改革²⁴⁾に着手する。

アミアン市議会による2009年1月29日の議決は、ドゥ・ロビアン前市政の下で実施されていた旧システムを廃止することを確認した上で、アミアン市内を改めて東西南北の4つに区画し、それぞれに設置される住民評議会の35名からなるメンバーの構成について規定している。住民枠28名のうち、23名はフランス人有権者名簿から無作為抽出 (以下、フランス

【資料2】アミアン市議会（2009年1月29日議決）抜粋

近隣民主主義に関する2002年2月27日の法律第2002-276号への対応として、われわれは4つの住民評議会の設置を提案する。

1. 2002年6月27日の議決第47号を廃止する。
2. アミアン市の住区評議会は「住民評議会」と命名され、東西南北の4評議会が設置される。
3. 各住民評議会は35名のメンバーで構成される。
— コミュン議会議員（執行部非所属）枠：与党5名と野党2名
— 住民枠（28名）：有権者名簿からの抽選
4. 住民枠28名の抽選方法
— 23名はフランス人有権者名簿から抽選
— 1名は欧州議会選挙有権者名簿から抽選
— 4名は名簿登録されていない住民からの応募に基づく候補者リストから抽選
5. 「参加民主主義憲章」が採用される。

人枠と表記）、1名は欧州議会選挙有権者名簿から無作為抽出（以下、EU加盟国出身外国人枠と表記）とそれぞれ規定され²⁵⁾、残り4名が「名簿登録されていない住民からの応募に基づく候補者リストから抽選」により選出される非登録者枠の住民評議会評議員である（【資料2】参照）。

この規定は、非登録者枠の評議員がどのようなカテゴリーに属する人々を想定しているのか明確にしていない。上で述べた2008年3月のコムン議会選挙におけるドゥマイ陣営の選挙公約では、アミアン市の住民に発言権を広く認め、むしろ住民に発言を促すことが課題であるとされ、実際「定住外国人（非ヨーロッパ市民）」と「未成年」の意見表明について言及されている（「6. もう一つのガヴァナンス：思っていることを言葉にしよう」²⁶⁾）。実際には、「参加民主主義憲章」の策定に際して、このカテゴリーを「EU域外出身定住外国人」と明記すべきとする意見も出されたが、最終的には上述のような規定になったという²⁷⁾。

その結果、未成年者や有権者登録をしていない成人フランス人さえも、制度上は立候補可能となかったが、少なくとも2009年10月に始まるアミアン市住民評議会の第1期メンバーのなかに、そうしたカテゴリーの人々は見出されず、立候補のあと無作為抽出で選出されたのはいずれもEU域外出身定住外国人にカテゴライズされる人々であった（【資料3】参照）。

【資料3】アミアン市住民の各カテゴリー人口と住民評議会における代表性

成年・未成年		フランス人有権者名簿			住民評議会（東西南北）			
					潜在的候補者数	定数		
成年	100,000	非登録者	登録者		75,000	フランス人枠	75,000	92
			成年定住外国人	EU加盟国出身	1,300	EU加盟国出身外国人枠	100	4
				EU域外出身	3,700	非登録者枠（立候補制）	60	16
			成年フランス人		20,000			
未成年	35,000	未成年		35,000				
合計	135,000	合計			135,000	合計	75,160	112

アミアン市デジョンケール (Etienne DESJONQUÈRES) 助役へのインタビュー (2011年9月2日実施) およびアミアン市ドゥルモット (Bernard DELEMOTTE) 市議へのインタビュー (2011年9月5日実施) による。住民評議会の評議員定数は東西南北4評議会の合計。同定数を除き、全て、評議員の第一期メンバーを選出した2009年9月現在の概数 (単位: 人)。

(2) 無作為抽出法導入の観点からみた非登録者枠設置の意義と問題点

こうしてアミアン市の住民評議会に非登録者枠を設置した近隣住区システム改革 (2009年) には、どのような意義や問題点を見出すことができるのか。ここではまず、同評議会を、無作為抽出によりメンバー選出をおこなうミニ・パブリックスとみなしたときに浮上してくる、以下の2点で整理してみたい。

① 「非有権者」という存在への着目

まず指摘しなければならないのは、フランス諸都市の住区評議会が自らをミニ・パブリックスとみなし、無作為抽出によるメンバー選出原理を採用した場合でも、当該都市住民のなかには最初から無作為抽出の対象とならない人々 (非有権者) がいることが、照らし出されている点である。

政治領域におけるくじ (tirage au sort) の利用という点で共通する古代アテネやルネサンス期のヴェネツィア共和国と現代の熟議フォーラムとを比較検討したイヴ・サントメール²⁸⁾は、後者にどのような長所が見出されるのかについて列挙するなかで、代表制民主主義擁護論者の主張 (国家の人口規模が拡大した今日、住民による直接民主政はもはや不可能であり、「最もましな選択」は代表制民主主義) に対し、無作為抽出により選出されたミニ・パブリックスを通じておこなわれる住民の自己統治を対置し、その理由としてこの仕組みにより決定へ参加する平等な機会が市民一人一人に与えられる点、そして、住民のなかにある多様な社会的構成を反映で

きる点を挙げている²⁹⁾(傍点は引用者)。

アミアン市の住民評議会における非登録者枠は、いみじくもミニ・パブリックスのメンバー選出に無作為抽出を導入しただけでは、住民全員に平等な決定への参加の機会が保障されるとは限らないことを明らかにしているのである。

② 社会運動メンバーの参加

こうしてアミアン市に設置された4つの住民評議会には、2つの有権者名簿から無作為抽出によって選出された評議員以外に、立候補に基づいて参加している非登録者枠の評議員がいることになる(しかも実際には、定住外国人が抱える諸問題の解決を目指すアソシアシオンのメンバーがその大半を占めているという³⁰⁾)。

この点にかかわって、例えば上述のサントメールは、無作為抽出によって選出された一般市民たちの良識的意見形成力への過信が、反対に事前に知識や利害関心をもって会合へ参加するアソシアシオンのメンバーに対する不信となって、彼らを積極的に排除しようとする熟議フォーラムが現れたことを指摘している³¹⁾。実際2009年の近隣住区システム改革においても、ロビアン市長率いる前市政の下で、近隣民主主義法上の住区評議会の地位を与えられていた「アミアン市住区委員会連合(L'Union des Comités de Quartier de la ville d'AMIENS)」も、近隣住区システム改革を通じて「アソシアシオン連絡会議」に統合され、住民評議会のメンバー選出にあたっては、あえて無作為抽出を採用したことに鑑みるならば、アミアン市の住民評議会にも制度設計上の不徹底があるといえる³²⁾。

しかし実際には、アミアン市の住民評議会は評議員がお互いの選出枠を意識することなく議事が運営されているともいわれる³³⁾。このように、無作為抽出で選出されたいわゆる素人評議員に混じって、議論に熟達したアソシアシオンのメンバーが評議員として参加しても、混乱をきたすことがないとすれば、こうした現象は一体どのように説明されるのか。

例えばパリ20区における住区評議会の会合を観察したブロンディオーとルベックの分析にしたがえば、こうした現象は次のように説明される。すなわち、ブロンディオーとルベックは、日常的な観察や長年の暮らしで培った土地勘、さらには職業を通して得た経験などに基づく一般市民に固有の認識を「直観的認識(témoignage)」と呼び、会合の場において一般

市民がこれを用いておこなう発話には幾つの特徴が見られるとした上で、例えば彼らの発話に有する非個人主義的性格や非政治的性格によって、住区評議会に参加するすべての者の発言が中立的なものに制約されるという効果が観察されたと述べているのである³⁴⁾。

以上のように、第Ⅱ節ではアミアン市における市会外国人準議員制度(1987-89年)の概要と同制度が廃止に追い込まれた経緯について、また第Ⅲ節ではとりわけ同市の住民評議会における非登録者枠の設置に重点を置いて近隣住区システム改革(2009年)の概要、そして同評議会を無作為抽出型ミニ・パブリックスとみなしたときに見えてくるその意義と問題点について、それぞれ検討してきた。

フランス共和国原理という制約に対峙しながら定住外国人の代表性の保障を目指したこれら2つの制度(市会外国人準議員制度と非登録者枠を設置した住民評議会)を比較したとき、後者にはどのような意義が見出されるのか。節を改めて検討する。

IV. フランスの共和国原理下における定住外国人の代表性保障

(1) フランス共和国原理との関係における非登録者枠設置の意義

2008年3月のコミュン議会選挙においてアミアン市にドゥマイ率いる新市政が成立し、近隣住区システム改革へ向けた論議が開始された際、非登録者枠の設置にかかわるもう一つの論議が展開されていた。すなわち、ロビアン前市政により1989年に廃止された市会外国人準議員制度が復活する可能性が出てきたのである³⁵⁾。結局、同制度に「共同体主義」的性格を見出した新市政が、定住外国人という特定のカテゴリーに属する人々だけで準議員を選出することはむしろ市政に分断を持ち込むものであるとの立場をとったため、同制度は復活しなかった³⁶⁾。

ただこの論争がEU域外出身定住外国人の代表性問題に改めて光を当てたことは間違いなく、2009年の近隣住区システム改革において住民評議会に非登録者枠を設置させた一つの背景をなしている。とはいえ、より理論的な観点においてこの論争が重要と思われるのは、アミアン市において実施された市会外国人準議員制度と住民評議会における非登録者枠の設置という2つの制度が、フランス共和国原理により忌避される「共同体主義」

(多文化主義的メカニズム)の評価をめぐって対照的な立場にあることを明確にしている点である。

この点を含め、本節ではフランスの共和国原理という制約に対峙しながら定住外国人の代表性の保障を目指した2つの制度(市会外国人準議員制度と非登録者枠を設置した住民評議会)を、フランス共和国原理との関係において想起される2つの観点(定住外国人による市民権の行使、多文化主義的メカニズムの評価)から比較することで、アミアン市の住民評議会における非登録者枠設置(2009年)の意義を明らかにしてみたい。

① 定住外国人による市民権の行使

アミアン市をはじめとする7都市で実施された市会外国人準議員制度について、市民権(参政権)を有していない外国人による市議会への参加を行政裁判所が違法と判断し、アミアン市では市政担当者の交代(1989年)といった政治的要因も加わって、たった2年で同制度は廃止となった。このことを考えれば、2008年3月に成立したアミアン市の新市政が同制度を復活させることなく、同市の住民評議会における評議員の一選出枠として非登録者枠を設置したことは、定住外国人の代表性を合法的に確保するための施策であったと評価される。

定住外国人の市政参加をテーマとする研究大会において、公法学者のジャック・シュヴァリエは、彼らへの地方参政権の付与が外国人の社会統合へ向けた近道であると認めつつも、あらゆる問題を解決する「万能薬」ではないとの見地から、彼らへの参政権付与に必ずしも固執する必要はないとの立場をとった³⁷⁾。その上でシュヴァリエは、フランスの共和国原理の下で国籍と固く結びつけられた市民権を「政治的市民権」と呼び、これに都市における市民活動などを想定したより広い概念としての「社会的市民権」(国籍を持たない定住外国人が国会や地方議会の公職選挙に関与できないとしても、ひろく市政に参加することは可能)を対置している。

シュヴァリエの整理を踏まえるならば、2009年に設置されたアミアン市の住民評議会に評議員として参加するEU域外出身定住外国人は、「政治的社会権」は保有していないものの、住民評議会を通じて合法的に市政に参加し、「社会的市民権」を行使していることになる。

② 多文化主義的メカニズムの評価

アミアン市の住民評議会が非登録者枠の評議員として基本的にはEU域外出身定住外国人を想定しているとはいえ、新市政は国籍などの属性に基づいた「コミュニティ代表制」を目指している訳ではないとの立場をとっており³⁸⁾、このことは市会外国人準議員制度が準議員4名の国籍が全て異なるようにする仕組みを採用することで、制度自体が「コミュニティ代表制」を志向していたことと対照的である。

上述のように、「社会的市民権」の概念を提起することによって国籍を持たない定住外国人にも十全な市民権行使の可能性を示唆したシュヴァリエも、当時(1996年)の状況においては、依然として彼らがあくまでも「受動的市民」にとどまり、自治体の政策決定に対する住民側からの参加要求が強まるなかで、自治体側が様々な対応を迫られる場合でも、特段定住外国人の問題が採り上げられることはなかったと述べるなど、悲観的な認識を示していた³⁹⁾。

そしてシュヴァリエは、このように定住外国人の代表性が依然として確保されない原因として、生物学的・文化的な集団による利益追求を拒絶しているフランス的市民権概念の限界を指摘している。フランス共和国原理における市民権を「個人主義的アプローチ」と呼ぶとすれば、これに對置されるのは「共同体主義的アプローチ」ということになるが、シュヴァリエによれば、たとえ定住外国人に参政権を付与したとしても、外国人出身者たちの多様なコミュニティが消滅することはなく、実際コミューン当局はこれらのコミュニティとの対話メカニズムを導入するようになっているという(多文化主義の制度化)⁴⁰⁾。

こうしたシュヴァリエの指摘を踏まえるとき、アミアン市の新市政が住民評議会における非登録者枠の設置について、その「コミュニティ代表制」的性格を全否定し、むしろ定住外国人の「統合」を強調していることが、この施策の最大の特徴と思われる定住外国人の代表性の保障にどのような影響を与えるのか、今後も観察していく必要がある。

(2) 定住外国人の代表性を保障する参加民主主義制度

ところで、アミアン市の新市政は同市の住民評議会における非登録者枠の設置を、EU域外出身定住外国人への地方参政権の付与という彼らの目標が実現するまでの代替措置と位置づけている。というのも、EU域内出

身と EU 域外出身の区別なく、すべての定住外国人に地方参政権が付与されれば、当然有権者名簿も統一された一つのものとなることから、同市の住民評議会における EU 加盟国出身外国人枠と非有権者枠も統一されることになるためである⁴¹⁾(もちろん、この究極的目標が実現した場合でも、同市の住民評議会自体は存置され、制度変更があり得るとしても、評議員の選出枠が定住外国人枠に統一される程度に止まるものと予測される)。

定住外国人の政治参加という争点をめぐっては、実際2014年3月に予定される次回コミュン議会選挙へ向け、EUの域内出身か、域外出身かにかかわらず定住外国人に同選挙での選挙権・被選挙権を付与しようという左翼陣営の動きが活発化している⁴²⁾。2011年9月に実施された上院(Sénat)選挙(半数改選)における左翼陣営の大勝により、フランス第五共和政下で初めて左翼陣営が上院の議席の過半数を確保したのについで、もし今後実施される国政選挙により勢力関係に変化が生じ、すべての定住外国人への地方参政権が実現した場合、フランスの諸都市に設置されている住区評議会のあり方も大きく変わることになる。

ただし、シュヴァリエが主張したように、定住外国人への地方参政権の付与がそれ自体としては多文化主義的メカニズムとして機能せず、しかも単に彼らを代表制民主主義へと制度的に統合するに過ぎないとすれば、フランス共和国原理がこれまで決して容認してこなかった彼らへの地方参政権の付与が今後仮に実現の運びとなった場合でも、参加民主主義の制度化としてのフランス住区評議会制を通じて、定住外国人の代表性をいかに保障していくのかという課題は依然として残されるものと思われる。

しかもこうした定住外国人の代表制民主主義への制度的統合という論点をめぐっては、代表機関への参入に成功した外国出身議員の議会内における同調化に関するベルナル・ジュヴの次のような指摘があるだけに、参加民主主義的制度を通じた定住外国人の代表性の保障という観点は極めて重要である。すなわちジュヴは、様々な要求を掲げた社会運動が政治システムへの「参加=包摂」のプロセスを通じて結局体制内化してしまう現象がみられたと述べるとともに、こうした現象は、共同体主義的な社会運動(移民・フェミニスト・言語マイノリティ・宗教マイノリティなど)において特徴的にみられ、これらの社会団体は政治システムへの参入(議会などの代表機関への進出)をめざすなかで代表制原理を受け入れていると分析している⁴³⁾。

V. むすび

以上のように本稿は、アミアン市が近隣住区システム改革（2009年）において同市に設置した住民評議会の評議員選出枠の一つに非登録者枠を置いたことに着目し、その意義と問題点を「非有権者」の代表性の保障（EU域外出身定住外国人の市政参加）という観点から検討してきた。

まず第Ⅱ節では、2008年のコミューン議会選挙に勝利し、市政担当者となったドゥマイ市長率いる左翼連合市政が実施した近隣住区システム改革の極めて重要な前提をなしていると思われるアミアン市での市会外国人準議員制度（1987-89年）について、その概要を整理したあと、この制度が廃止された経緯を明らかにすることで、同制度にはどのような課題や問題点が残されたのかを明らかにした。特に同市の市会外国人準議員制度では、4名の準議員ポストを必ず異なる国籍保有者に割り振るとしており、フランスの共和国原理が忌避する多文化主義的な代表メカニズムを採用していたことが明らかになった。同制度がコンセイユ・デタによって違法な施策との判決を受けたことから、合法性の確保が課題として残されることになったが、より直接的には、この制度に批判的な立場をとっていた中道右派のドゥ・ロビアンが1989年のコミューン議会選挙において市長に就任したことにより、同制度が廃止されたという事実を確認しておく必要がある（フランスの地方政治における市長の全能性）。

次いで第Ⅲ節では、まずアミアン市の新市政が実施した近隣住区システム改革（2009年）の概要について、特に非登録者枠の設置という側面から明らかにしたあと、同市の住民評議会を、無作為抽出によりメンバー選出をおこなうミニ・パブリックスとみなした場合、同評議会における非登録者枠設置の意義と問題点はどこに見出されるのかについて検討した。サントメールのような無作為抽出型ミニ・パブリックス擁護論者にとって、無作為抽出はまさに政策決定に民主主義的正統性を与える源泉と認識されるが、アミアン市の住民評議会における非登録者枠は、無作為抽出の基礎となる名簿に含まれない住民がいることを明らかにしており、ミニ・パブリックスのメンバーを無作為抽出で選出しただけでは住民全員に平等な決定への参加の機会が保障されるとは限らないことを明確にしたといえる。

そして第Ⅳ節では、フランスの共和国原理という制約に対峙しながら定住外国人の代表性の保障を目指したアミアン市の2制度（市会外国人準議

員制度と非登録者枠を設置した住民評議会)について、フランス共和国原理との関係において想起される2つの観点(定住外国人による市民権の行使、多文化主義的メカニズムの評価)から比較するなかで、現行制度たる住民評議会において非登録者枠が設置されていることの意義を明らかにした。市会外国人準議員制度がより政治的な理由によって廃止に追い込まれたことを前提としながらも、参政権を持たない外国人による市政参加を行政裁判所が違法と判断したことに鑑みるならば、同市の住民評議会における非登録者枠の設置は、定住外国人の代表性を合法的に確保するための施策であったと評価される。他方で、アミアン新市政は住民評議会における非登録者枠の設置は決して「コミュニティ代表制」ではないとし、むしろ定住外国人の「統合」推進を目指していくとしている。たとえすべての定住外国人に参政権を付与したとしても、外国人出身者たちの多様なコミュニティが消滅することはないとしているシュヴァリエの指摘を踏まえるならば、アミアン新市政が住民評議会といった参加民主主義制度を通じて今後どのように定住外国人の代表性を保障していくのが課題となろう。

本稿は、2008年コミュン議会選挙によってアミアン市に成立したドゥマイ率いる左翼連合市政が近隣住区システム改革(2009年)を通じて住民評議会を新設するとともに、とりわけその評議員の選出枠の一つとして非登録者枠を設けたことに注目した。非登録者枠で選出された評議員は、すでに述べたように、本人の立候補に基づいて作成された候補者名簿のなかから無作為抽出で選出されている点で、有権者名簿から無作為抽出で選出される他の評議員とは区別される。ただし実際には、2009年10月から活動を開始した第1期メンバーはすでに2年の任期を終えているにもかかわらず、非登録者枠選出評議員が一体どのようなカテゴリーに属する人々であったのかについては未だ明確でない。アンケート調査などの方法を用いたこの点の解明が、今後に残された第一の課題である。

いま述べたように、非登録者枠選出評議員以外の評議員は、フランス人有権者名簿ないしは欧州議会選挙有権者名簿から無作為抽出で選出されるいわば素人評議員であり、アミアン市の住民評議会を無作為抽出型ミニ・パブリックスとみなした場合、実際の会合において彼らがどのように立ち振る舞い、どのような言動をするのかは、熟議=参加民主主義の理論的観点からみるならば、極めて興味深い点である。参与観察などの方法を用い

たこの点の説明が、今後に残された第二の課題である。

今後の検討課題を以上2点で整理して、本稿のむすびとしたい。

※本稿は文部科学省より交付を受けた平成23年度科学研究費補助金・若手研究(B)[課題番号:21730119]による研究成果の一部である。

注

- 1) Loi d'orientation du 6 février 1992 relative à l'administration territoriale de la République.
- 2) 「市町村」と訳される場合もあるが、日本のように市町村それぞれについて制度上の区分はない(パリ・リヨン・マルセイユ三大都市の特別制度を除く)。
- 3) 国会に上程された地方行政指針法案第16条の諸規定は、法案段階から幾つかの修正を受けながらも、最終的に可決され、フランス市町村法典の第1編「市町村の組織」第2部「市町村の組織」に、住民投票制度を定める第5章を書き加えるとしたが、国会審議では、同章の表題を「地方自治への住民(habitants)の参加」(与党社会党・共産党)とするか「地方諸事務への有権者(électeurs)の参加」(保守・中道諸派)とするかで争われ、さらに、市町村法典のL. 125-1に規定された意見表明者を「選挙人」(与党社会党、保守・中道諸派)とするか「住民」(共産党)とするかで争われたのである。*Journal Officiel de la République française, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale, Compte Rendu Intégral, 27 mars 1991.* こうした論争は、定住外国人にも投票権を認めるか否かの問題、そして、マーストリヒト条約(1992年)に規定された「ヨーロッパ市民の地方参政権」の問題と関連しており、従って各党派にとって当時から重要なものであったものと推察される。いずれにせよ、最終的に表題は「地方自治への住民参加」とされ、条文では「有権者」が意見表明者であると規定された。
- 4) 「非有権者」としての未成年の都市近隣住区における代表性の問題については今後の検討課題としたい。なお、従来政治ゲームから多少とも「排除」されてきた住民のカテゴリーとして、子どもや外国人を挙げつつ、特に「子ども・若者コミュニケーション特別委員会(Commission extra-municipale des enfants et des jeunes)」が抱える困難について検討したものとして、次の論文を参照。Cécile BLATRIX, La démocratie participative en représentation, *Sociétés contemporaines*, n° 74, 2009, pp. 97-119. 同論文においてセシル・ブラトリは、未成年者が参加することを想定して設置された「参加フォーラム」が、結局、

- 子どもや若者にとっては代表制民主主義の「実習 (apprentissage)」の場ではないというパラドクスを指摘するとともに (*Ibid.*, pp. 108–109)、具体的資料を提示しつつ、地方議員たちのなかにはこの特別委員会を「将来の地方議員たちを育成し、リクルートする場の一つ」と認識しているようにみえるなど、結局代表制民主主義の論理が貫かれている点を指摘している (*Ibid.*, pp. 113–114)。
- 5) Loi du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité.
 - 6) フランスの諸都市ではすでに20世紀初頭から、地域住民団体 (1901年のアソシオン法に準拠) が「住区委員会 (comités de quartier)」などの名称で住区を区域とする要求集約活動を展開してきた経緯があることから、本稿では、住区評議会制導入以前からフランスの諸都市における住民合議の基礎単位として機能してきた住民合議空間を「都市近隣住区」と呼ぶとともに、政治社会空間に各都市コミュニケーション独自のものとして構築されている住民合議の仕組みを「近隣住区システム」と呼ぶものとする。
 - 7) Albert LEVY, « La démocratie locale en France : enjeux et obstacles », *Espaces et sociétés*, 2003, n° 112, L'Harmattan, p. 168.
 - 8) Direction générale des collectivités locales (Ministère de l'intérieur), « Les communes par taille : Population municipale en vigueur en 2011 (millésimée 2008) », *Les collectivités locales en chiffres 2011*.
 - 9) 日本でも都市内分権の取り組みとして、地方自治法に基づく「地域自治区」や指定都市の「区地域協議会」から、自治体が独自に設置したものまで、様々な「住民代表機関」が活動しているが、これらを構成する委員の選出方法についても試行錯誤が続けられているという。現地調査を踏まえ、選出方法を4つ (①公選制、②公募公選制、③公募制、④団体推薦制) に整理し、検討したものとして次のものを参照。西村茂「基礎自治体の域内分権——住民代表組織の審議 (決定) と実働 (執行)・運営」、西村茂・自治体問題研究所編『地域と自治体第34集 住民がつくる地域自治組織・コミュニティ (地域と自治体第34集)』(自治体研究社、2011年)、18–25頁。
 - 10) ただし、制度上自動的に登録される訳ではないので、EU加盟国出身の定住外国人が地方参政権を獲得するためには、各自で「欧州議会選挙有権者名簿」に登録する作業が必要となる。
なお、この登録手続きを含め、EU加盟国出身定住外国人の地方参政権行使にかかわる問題点や彼らの市民意識に関して実証的な分析をおこなっているものとしては、鈴木規子『EU市民権と市民意識の動態』(慶應義塾大学出版会、2007年)がある。
 - 11) 1981年の大統領選挙において、定住外国人への地方参政権の付与を公約していた社会党のフランソワ・ミッテラン候補が勝利し、新政権は法案を提

- 出したことから、確かにその気運は高まったものの、同法案が国民から不人気であるとの判断の下、新政権はその実現を断念したという。この一連のプロセスについては、ヤン・ラト、近藤敦『ヨーロッパにおける外国人の地方参政権』(明石書店、1997年)、39-42頁を参照。そのほか、ヨーロッパ諸国の定住外国人参政権問題について検討した文献としては、以下のものがある。トーマス・ハンマー著、近藤敦監訳『永住市民と国民国家——定住外国人の政治参加——』(明石書店、1999年)。近藤敦『新版外国人参政権と国籍』(明石書店、2001年)。
- 12) 中野裕二「国民国家における定住外国人の市政参加——日仏の事例から——」『駒澤大学法學部研究紀要』第59号、2001年3月、53頁。
 - 13) アミアン市の他に、モン＝サン＝バロール市 (Mons-en-Barceul)、セリゼー市 (Cerizay)、ロンジュモー市 (Longjumeau)、レ・ジュリ市 (Les Ulis)、ヴァンドゥーヴル＝レ＝ナンシー市 (Vandœuvre-lès-Nancy)、ポルト・レ・ヴァランス市 (Portes-lès-Valence) の計7都市。
 - 14) パリの北方約132kmに位置し、ピカルディの州都(ソンムの県庁所在地)でもある人口14万人弱の中規模地方都市。
 - 15) アリック・G・ハーグリーヴス著、石井伸一訳『現代フランス——移民からみた世界——』(明石書店、1997年)の第4章、228-266頁。そのほか、フランスにおける国籍と市民権の不可分な関係性については、ロジャース・ブルーベイカー著、佐藤成基・佐々木てる監訳『フランスとドイツの国籍とネーション——国籍形成の比較歴史社会学——』(明石書店、2005年)を参照。
 - 16) 中谷真憲「フランスにおける移民の社会統合と共和国理念——政治文化論的考察——」、河原祐馬・植村和秀編『外国人参政権問題の国際比較』(昭和堂、2006年)、49頁。
 - 17) 1915年にアミアン市(ソンム県)で生まれたランは、第二次世界大戦におけるフランスの対独降伏後、レジスタンスに身を投じ、戦後はフランス共産党の幹部として、アミアン市長だけでなく、ソンム県選出の国会議員や同県の県議会議員も兼職した。1971年のコミュン議会選挙において左翼連合リストの筆頭者として当選し、アミアン市長に就任したランは、1989年のコミュン議会選挙において中道右派のジル・ロビアンに敗北を喫するまで、3期18年にわたりアミアン市政を率いてきた。*Le Monde*, 11 mai 2007, « René Lamps, maire communiste d'Amiens entre 1971 et 1989 ».
 - 18) 中野裕二、前掲論文、2001年、57-61頁。
 - 19) 外国人準議員の定数は、当該市の全人口に占める定住外国人の割合を、市議会(市会議員と外国人準議員を合算)における外国人準議員の割合に置きかえて算出されたとされる。Bernard DELEMOTTE et Augustin BAYALA, « Les élus étrangers associés aux conseils municipaux en France », Bernard

- DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *ETRANGER ET CITOYEN, Les immigrés et la démocratie locale*, L'Harmattan, 1996, p. 93.
- 20) 具体的には、有権者も候補者も事前にグループ分けはせず、単記投票制により選挙を実施し、一旦候補者を得票順に並べた上で、各国籍の最多得票者を上から4名まで当選者とするという制度である。
 - 21) 中野裕二、前掲論文、2001年、61-62頁を参照。
 - 22) ロビアン市長の再選がかかった1995年コミューン議会選挙を目前にした時期におこなわれた質問に対する市長の回答。4名の外国人準議員は市議会議員の傍らに着席しているだけで、議決に参加できるわけではなく、発言が議事録に残るわけでもないし、この試み自体学問的には興味深いものの、外国人の社会的統合には何も資するところはなく、結局彼ら外国人準議員は実際には何もできなかったと述べるなど、ロビアンの評価は終始否定的なものにとどまっていた。Gilles de ROBIEN, « Pour la participation de tous », Bernard DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *op. cit.*, 1996, pp. 57-63.
 - 23) Unis et Solidaires (La gauche avec Gilles Demailly), *Le projet municipal 2008-2014 : Démocratie - Solidarité - Ecologie, Elections municipales des 9 et 16 mars 2008*.
 - 24) この近隣住区システム改革によりアミアン市に創設された新システムの詳細およびドゥ・ロビアン前市政下における旧システムとの比較については、拙稿「フランスの住区評議会制とコミューン議会選挙——アミアン市とリール市の比較事例研究——」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』（第42号、2010年3月）を参照。
 - 25) ミニ・パブリックスとしてのアミアン市住民評議会におけるメンバー構成原理に無作為抽出制が導入されたことの意義と問題点については、拙稿「フランスの住区評議会制とメンバー構成問題——くじ引きは熟議フォーラムになにをもたらしたか——」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域研究・国際学編）』（第43号、2011年3月）を参照。
 - 26) « 6 Pour une autre gouvernance : libérer la parole », Unis et Solidaires (La gauche avec Gilles Demailly), *Le projet municipal 2008-2014 : Démocratie - Solidarité - Ecologie, Elections municipales des 9 et 16 mars 2008*.
 - 27) デジヨンケール助役へのインタビュー（2011年9月2日実施）による。
 - 28) サントメールは両者の差異を、(1)「位置づけ」の違い（かつてのように、くじによる行政官の選出が法制度によって厳格に規定され、定期的実施されている訳ではないこと）、(2)「意味」の違い（現代では無作為抽出で熟議フォーラムのメンバーを平等に選出するといっても、人口規模から考えて、その確率は非常に低く、かつてのように公職を頻繁にローテーションすることで、市民が治者と被治者を交代する仕組みと同一視はできないこと）、そ

- して(3)「熟議と決定との関係性」の違い(現代の熟議フォーラムはあくまでも諮問機関であって、決定権限が与えられる事例はまれ)の3点で整理している。Yves SINTOMER, « Tirage au sort et politique : de l'autogouvernement républicain à la démocratie délibérative », *Raisons politiques*, n°42, Presses de Sciences Po, 2011, pp. 168-180.
- 29) *Ibid.*, pp. 180-182.
- 30) ドゥルモット市議へのインタビュー(2011年9月5日実施)による。
- 31) Yves SINTOMER, *Le pouvoir au peuple : Jurys citoyens, tirage au sort et démocratie participative*, La Découverte, 2007, pp. 102-103, pp. 138-139, p. 150. サントメールは、1970年代初頭にアメリカとドイツで開始された無作為抽出によるメンバー選出を導入しようとする動きが1990年代以降世界の熟議フォーラムへも広がっていくなかで、従来から参加民主主義の運動を担ってきたアソシアションの代表者・活動家を、フォーラムにおける討議の開始前から個別の利害関心を有しているとして敵視し、彼らを排除しようとする熟議フォーラムが現れたとしている。
- 32) ロビアン市政下で中心的役割を担ってきた「住区委員会」の役割をめぐる近隣住区システム改革(2009年)での論争については、拙稿、2010年3月を参照。
なお、住区評議会制を国家法により法制度化されたミニ・パブリックスとみなすならば、アミアン市における新設「住民評議会」のメンバー構成原理は、大半の評議員を有権者名簿から無作為抽出で選出する一方で、有権者名簿に登録されていない者の立候補による非有権者枠も併置することから、「完全な自己選出(self-selection)」による参加者(立候補などによる自発的な参加者)によって構成されるフォーラムまで「ミニ・パブリックス」に含めるのか否かという理論上・定義上の問題とも関連することになる。メンバー構成原理の観点にたった「ミニ・パブリックス」の定義に関しては、田村哲樹「熟議による構成、熟議の構成——ミニ・パブリックス論を中心に」、小野耕二編『構成主義的政治理論と比較政治』(ミネルヴァ書房、2009年)、132-133頁(註2)を参照。
- 33) デジョンケール助役へのインタビュー(2011年9月2日実施)による。
- 34) Loïc BLONDIAUX, Sandrine LEVÊQUE, « La politique locale à l'épreuve de la démocratie. Les formes paradoxales de la démocratie participative dans le XXe arrondissement de Paris », Catherine NEVEU (dir.), *Espace public et engagement politique*, L'Harmattan, 1999, pp. 50-61. ブロンディオールとルベックがパリ20区住区評議会の会合を観察するなかで見出した、一般市民たちの発話の特徴とその効果については、拙稿、2011年を参照。
- 35) アミアン市議ドゥルモット氏へのインタビュー(2011年9月5日実施)に

よる。なお、このドゥルモット氏は本稿ですで紹介している下記の文献の編著者の一人でもある。Bernard DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *op. cit.*, 1996.

- 36) デジョンケール助役へのインタビュー（2011年9月2日実施）による。
37) Jacques CHEVALLIER, « IMMIGRÉS, CITOYENNETÉ ET DÉMOCRATIE LOCALE : Synthèse des débats », Bernard DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *op. cit.*, 1996, pp. 71-75.

なお別の箇所でシュヴァリエは、定住外国人に参政権を付与するか否かの立法論的論争にはすぐに答えが見いだせないなかでも、彼ら外国人が社会参加する道筋があるとして、ミッテラン政権下で外国人によるアソシアシオンの組織を認めた1981年法 (Loi n°81-909 du 9 octobre 1981 modifiant la loi du 01-07-1901 relative au contrat d'association en ce qui concerne les associations dirigées en droit et en fait par des étrangers) の存在を指摘している。

- 38) デジョンケール助役へのインタビュー（2011年9月2日実施）による。
39) *Ibid.*, 1996, p. 75.
40) *Ibid.*, 1996, pp. 76-78.
41) デジョンケール助役へのインタビュー（2011年9月2日実施）による。アミアン市議会は、2011年5月12日、大統領・政府・上下両院に対し、EU域外出身定住外国人の市政参加と彼らへの地方議会選挙の選挙権・被選挙権付与について承認を求めるとともに、このテーマに関する市民団体の市民投票（2011年5月20-26日にいくつかの自治体で実施）に賛同し、アミアン市民に投票を呼びかけるとする議決をおこなっている。
42) 2011年2月、ストラスブール市長（上院議員を兼職）の社会党ロラン・リエ (Roland RIES) が旗振り役となって、同党が主導する27の都市（アミアン市を含む）がフランスの地方議会選挙における「(EU域外出身) 定住外国人の選挙権・被選挙権」を求め、上院に誓願をおこなったという。地方参政権をめぐる定住外国人内部の格差問題に着目した今回の要請であるが、これまで議員提出というかたちで何度か法案が上院に提出されてきた。しかし、その度ごとに阻まれてきたという経緯があり、今回の要請にはこの議論に「第二の息吹を吹き込む」という意図があるとされる。ただ、その実現には憲法改正を伴う大幅な制度改革が必要となることから、その行方は2011年9月の上院選挙（半数改選）と2012年4-6月の大統領選挙・国民議会選挙の結果に依存せざるを得ない。*PUBLIC SÉNAT*, le 15 février 2011, « Des maires de gauche relancent le débat sur le droit de vote des étrangers ». <http://www.publicsenat.fr/lcp/politique/des-maires-gauche-relancent-debat-droit-vote-des-etrangers-76213>

なお、上院選挙（2011年）については、左派陣営の勝利によって、改選

後の議席数が第五共和政下では初めて左派陣営優位となっている。

- 43) 例えば、ベルギーや英国、フランスそしてモントリオールをはじめとするカナダの大都市では、移民出身のマイノリティ系議員たちが地方議会の「メインストリーム」にたやすく同化し、ひとたび議員になると、提案するアジェンダをみても、いわゆるマジョリティ・グループ出身の議員たちとのあいだに違いなどないという事例が見いだされるという。そしてジューヴは、社会運動のこうした議会内における同調化現象が示しているのは、自由民主主義における社会的・経済的格差の重大性と政党への忠誠を強化する選挙制度の影響であると分析している。Bernard JOUVE, « La démocratie en métropoles : gouvernance, participation et citoyenneté », *Revue française de science politique*, vol. 55, no2, 2005, p. 336.

なお、ジューヴはフランスにおける同様の事例を取り扱ったものとして、次の論文を参照している。Vincent GEISSER, « Des élus d'origine maghrébine dans les conseils municipaux : une avancée ambiguë pour la démocratie locale », Bernard DELEMOTTE et Jacques CHEVALLIER (dir.), *ETRANGER ET CITOYEN, Les immigrés et la démocratie locale*, L'Harmattan, 2005, pp. 35-44.